

生駒市条例第3号

生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の一部を改正する条例
(生駒市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第32条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号

を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第6条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

（生駒市情報公開条例の一部改正）

第2条 生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成9年12月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。